

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

平成24年度 施政方針 2

特集

平成24年度 私たちのまちづくり 3

町内の話題 ズームアップ 6

元気に初登校小学校で入学式 ほか

シリーズ

とり戻そう もっと元気なところとからだ!! 8

ふれ愛くらぶ 12

災害復興情報 14

七ヶ浜町からのお知らせ ほか

暮らしアラカルト

第15回縄文いけばな展 28

平成24年度事業がスタートしています

写真は、昨年開催された地区の復興夏祭りの模様です。この夏祭りには、町の地域活性化策の一つ「安心・元気な地域社会づくり補助金」が活用されています。3月議会で議決された平成24年度予算。今月号では、その主な施策についてご紹介いたします。

2012 5 | vol.487
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから！



平成24年度 施政方針

町長 渡邊 善夫

千年に一度とも言われる東日本大震災は、ふるさと七ヶ浜の大地にも容赦なく襲いかかり、大津波は町土の三分の一をも呑みこむ未曾有の大惨事をもたらしました。

平成24年度は、この大惨事を乗り越えるべく、復興への第一歩となる年であります。

さて、我が国の経済は、財務省が2月に発表した2011年の国際収支速報によると、東日本大震災の影響で、貿易収支が赤字に転じたのを主因に、国際収支の減少率が1985年以降で最大を記録するなど、この震災の影響により、依然として厳しい状況にあります。昨年12月の景気動向指数では前月比で2.9%上昇し、93.2と過去2番目に大幅に改善したとはいうものの、いまだ不透明であり、欧州の政府債務危機が、金融資本市場に影響を及ぼすなど、海外の景気の下振れが、我が国の景気にも暗く影を落としております。

また、原子力災害の影響や電力供給の制約、さらには、デフレの影響、雇用情勢の悪化、消費税問題、社会保障・税の一体改革等、課題は依然として山積したままであります。

こうした中、国では、昨年11月に成立した平成23年度第3次補正予算で、被災地が復興に向けて主体的に取り組むことができるよう東日本大震災復興交付金、復興特区を創出、本年2月には平成23年度第4次補正予算が可決・成立しております。

本町の復旧・復興につきましては、まず、震災直後の昨年4月に震災復興基本方針を定め、11月に震災復興計画(前期基本計画)を策定いたしました。

町震災復興計画では、町民の皆さまが引き続き本町に住み続けられることを最優先に、「コミュニティに配慮した地域復興」、「津波に強いまちづくり」、「都市基盤の迅速な復興」の3つの復興方針を掲げ、5つの復興重点施策と地区ごとの復興まちづくりプランを策定いたしました。

この計画をもとに本年1月には、住宅再建のための町民の皆さまとの意見交換会を開き、ご意見等を賜りながら、現在復興に向けて職員ともども一丸となって鋭意取り組んでいるところであります。

また、町内においては、昨年12月11日に仮設店舗「七の市商店街」がオープンし、2月8日には、仙台火力発電所4号機が運転を再開するなど、復興に向け着実に歩み出しております。

震災により町内の公共施設は、七ヶ浜中学校、学校給食センター、アクアリーナをはじめ、道路、上下水道、漁港等、98にもおよぶ施設が甚大な被害を受けました。その概算被害総額は、100億円を超え、今後さらに増えるものと危惧しております。

復旧・復興は待ったなしでございます。最優先となる被災された町民の皆さまの生活再建はもちろんのこと、これらの施設の復旧等にも迅速に対応すべく、本定例会に、東日本大震災復興交付金等を活用した事業予算を計上しております。

平成24年度の予算は、町長期総合計画の基本理念である「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」を目指しながら、町震災復興計画による新たなふるさとづくりに取り組むべく編成いたしました。このうち震災関連の予算は、77億円余を計上いたしております。

まず、いち早く復旧すべく、災害等廃棄物処理事業費等に57億円を計上しております。そして、復興への第一歩といたしまして、遠山保育所の改築と学校給食センターの建設費を計上いたしました。

その他の施設は、東日本大震災復興交付金の予算が固まりしだい順次、着手してまいります。

町民各位のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成24年度 私たちのまちづくり

平成24年度がスタートしています。今年度の一般会計予算は、災害復旧費の影響で、前年度より75億4,300万円増（140.8%増）の129億円。私たちが納めた税金が、どのようなまちづくりの場に使われるのか、平成24年度の主な施策などを紹介いたします。

基本目標 1

自然と調和したまちづくり

(1) 壊滅的な被害のあった七ヶ浜町を、震災前の美しく豊かな自然環境の再生と、活力ある産業を目指し、復旧・復興事業を推進します。また、緑地空間及びレクリエーションの機会を提供するために「ほのぼの農園」の復旧事業を行います。

(2) 七ヶ浜町の復興に不可欠な中小企業支援事業として、町内の中小企業者等に宮城県信用保証協会などの協力を得ながら資金の斡旋、及び被災した法人や個人事業者の、事業再開のための復旧支援を行います。

基本目標 2

地球にやさしいまちづくり

(1) 環境美化推進のため「環境美化推進員」を委嘱し、特に被災した地区の環境美化促進、集積所における分別等の指導や防疫薬剤等の配布活動を行い、全町的に計画・継続的な清掃活動、集積所の維持管理に対して環境美化推進助成事業を実施します。

(2) クリーンエネルギー推進事業として、みやぎ環境税を財源とする環境に配慮したLED街路灯を設置します。

(3) 地球温暖化防止実行計画に基づき、役場においても、環境への負荷の少ない物品の購入や使用、ゴミの減

量、リサイクル等について取り組み、温室効果ガスの排出量削減に取り組むほか、住民との協働による地球温暖化防止を推進するため、温室効果ガス削減につながる取り組みについて、普及啓発を行います。

基本目標 3

健やかに暮らせるまちづくり

(1) 食育啓発活動として、食育推進計画に基づき健全な食習慣の形成と維持に必要な知識の習得と実践する力を育成し、また、地産地消を推進するため、広報しちがはまなどにより、広く町民に食育の必要性を啓発します。

(2) 認定こども園推進事業として、多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、民間活力による子育て支援の充実をはじめ、保育環境の向上と待機児童の解消を図るため、民間が経営する認定こども園に対し、運営費の支弁を行います。

(3) 平成24年度から26年度までの3ヶ年間で計画期間とする第5期介護保険事業計画として、高齢者が健康で心豊かな生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防事業を積極的に推進するとともに、高齢者の権利擁護や地域における生きがいづくりなど、社会参加に向けて支援を図ります。

(4) 東日本大震災によって、汐見保育所のみで合同保

育事業を実施している状況ですが、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援をさらに充実したものにすることを目指し、損壊した遠山保育所の改築工事を実施します。

基本目標 4

活力あるひとを育む まちづくり

- (1) 芸術文化創造事業として、町の芸術文化の拠点である七ヶ浜国際村において、国際村の3つのコンセプトである芸術文化の創造・国際交流の推進・町民参加育成事業の推進のために、インターナショナルデイズ、アートウォリアーズ、パフォーマンスカンパニーなど、独自性を持った事業を展開します。
- (2) 歴史と文化財保護継承事業の一環として、現在、町内には49ヶ所埋蔵文化財が登録されており、貴重な文化財を後世に伝え永く保存するためにこれらの保護・周知対策として文化財標柱設置事業を実施します。
- (3) 小中学校連携教育活動推進事業として、町内小中学校5校により組織している「七ヶ浜ジョイント5」により、「健全育成、授業づくり、ふるさと活動、広報活動、開放講座」の5本の柱を基に事業を展開します。

- (4) 学校給食センターが甚大な被害を受け、現在、他市町の協力や民間業者へ委託し、児童生徒に提供している学校給食ですが、バランスのとれた栄養豊かな給食を提供するため、遠山五丁目に学校給食センター建設事業を実施します。

基本目標 5

ひととまちが協働し ともに築くまちづくり

- (1) 安心・元気な地域社会づくり事業補助金により、各地区が主体となり実施する地域コミュニティの醸成、地域活性化に資する事業に対し1地区30万円を上限に、その費用の一部を補助金として交付します。
- (2) 地域福祉推進事業として、七ヶ浜町地域福祉計画に基づき町社会福祉協議会や福祉関連団体で構成する地域福祉推進会議において、情報の共有や情報交換、問題点の把握、さらにはそれぞれの立場からの検討や意見交換をワークショップ形式にて行うなど、地域福祉の課題解決に向け積極的に取り組みます。



地域福祉推進会議

歳入

自主財源	町 税	17億7,066万円 (13.7%、△21.7%)
	住民税、固定資産税、法人税など	
	繰 入 金	5億312万円 (3.9%、174.2%)
	基金(貯金)などで補ったお金	
	寄 附 金	2億8,501万円 (2.2%、2,850,000.0%)
	指定寄附金など	
依存財源	諸 収 入	1億3,525万円 (1.0%、△27.0%)
	預金利子や雑入など	
	繰 越 金	1億円 (0.8%、0.0%)
	前年度から持ち越したお金	
	そ の 他	6,592万円 (0.5%、－)
	国庫支出金	59億6,884万円 (46.3%、1095.6%)
	特定の事業に対し、国からもらえるお金	
	地方交付税	18億6,007万円 (14.4%、71.8%)
依存財源	地方公共団体の財源に不均衡が生じないように、国が標準的な財政水準を定め、不足分にに応じて国や県からもらえるお金	
	県支出金	9億9,944万円 (7.8%、165.5%)
	特定の事業に対し、県からもらえるお金	
	町 債	9億8,750万円 (7.7%、182.1%)
依存財源	大きな事業などを行うときに借りるお金	
	そ の 他	2億2,419万円 (1.7%、－)

【自主財源】28億5,996万円 (22.1%、1.8%) 【依存財源】100億4,004万円 (77.9%、294.2%)

一般会計予算

129億円

※()内は、構成比・前年度伸び率。△はマイナスを表します。

平成24年度 各特別会計予算

会 計 名		予 算 額
下水道事業特別会計		6億9,500万円
国民健康保険特別会計		21億2,600万円
公園墓地事業特別会計		1,611万円
介護保険特別会計 (保険事業勘定)		12億8,300万円
介護保険特別会計 (サービス事業勘定)		295万円
後期高齢者医療特別会計		1億4,998万円
水道事業 特別会計	収益的	収入 5億2,449万円
		支出 5億2,333万円
	資本的	収入 50万円
		支出 9,503万円

安全で快適な生活を営む
ことのできるまちづくり

基本目標 6

(1) 町内各地域の火災や災害時に迅速に対応するため、被災した消防施機材の充実に努めます。
(2) 地域公共交通事業の一環として、平成21年8月より七ヶ浜循環線に替わる路線として、朝・夕の通勤通学時間帯と日中の町内公共施設や町外医療機関へのルート設定など、福祉的観点や町内活性化などを考慮した七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」を運行します。
(3) 東日本大震災の復旧事業として、災害等廃棄物処理事業を前年度に引き続き取り組み、一日も早い町民の快適な生活の確立を目指します。

住民と行政との信頼関係が
構築されたまちづくり

基本目標 7

(1) 行政改革事業として、事務事業の効率化、経常経費の削減、職員定数管理の適正化、住民との協働、事務事業の民間委託及び広告事業などを推進することにより、良質な行政サービスを提供します。
(2) 長期総合計画や震災復興計画に関して、住民との協働・大学との連携により、ワークショップなどを通じ、基本構想に盛り込まれた長期的なビジョンに立ったまちづくりを展開します。



衛生費



民生費



教育費



歳出

衛生費 66億3,751万円 (51.5%、1,341.0%)
検診や震災による災害ごみ処理など

民生費 20億5,656万円 (15.9%、25.8%)
老人・障害・児童福祉、保育所運営など

教育費 14億2,644万円 (11.1%、103.6%)
学校管理費、生涯学習センター運営など

総務費 9億1,517万円 (7.1%、10.6%)
職員人件費や国際村運営事業費など

公債費 5億2,596万円 (4.1%、△4.3%)
借金返済

消防費 4億674万円 (3.1%、6.5%)
消防事務組合負担金や消防設備の管理など

土木費 3億9,827万円 (3.1%、△3.1%)
道路管理や下水道管理など

労務費 2億1,661万円 (1.7%、145.7%)
勤労者各種貸付制度や緊急雇用創出事業など

その他 1億9,728万円 (1.5%、－)

議会費 1億1,946万円 (0.9%、△10.6%)
議員報酬や議会運営費など

町内の話題 ズームアップ



zoom-up 1

元気に初登校 小学校で入学式

4月9日、町内の小学校で入学式が行われ、180名のかわいらしい新1年生が元気よく登校しました。このうち亦楽小学校では、48名の1年生が、担任の先生やお友達と初めて顔を合わせました。●式では、遠藤眞理子校長先生が、「いのちを大事にすること、元気なあいさつをすること、本をたくさん読むことの3つのお願いと、明日から元気に学校に来てください。皆さんの笑顔を楽しみにしています」とあいさつ。また、教科書が新1年生の赤間晴斗君に手渡され、平副町長から、新1年生のシンボル・黄色い帽子が手渡されました。●式が終わると、1年生は教室へ移動。大きなランドセルを背負い、とても愛らしい姿を見せてくれました。●新1年生のみんな、お友達たくさん作ろうね☆



zoom-up 2

卒園式にMEETISさんと一緒に歌いました!!



3月24日(土)に汐見保育所と遠山保育所の合同卒園式が行われました。●遠山保育所は昨年の東日本大震災で施設が甚大な被害を受け、汐見保育所の園児とともに保育生活を送ってきました。●式では、汐見保育所19人の卒園する園児が歌手MEETISさんの歌「太陽みんなを照らせ」を歌うことを聞いた本人が会場に駆けつけ、園児と熱唱しました。●また、園児から「私を生んでくれてありがとう。」と歌

育ててくれてありがとう!」と歌に併せて、お父さん、お母さんへお礼のメッセージが送られ、会場は感動に包まれ、拍手が送られました。



シンガポール赤十字社が
七ヶ浜訪問

3月18日(日)、東日本大震災で甚大な被害を受けた遠山保育所の再建への助成をいただく、シンガポール赤十字社一行が訪問し、役場で調印式が行われました。●式では、模型により完成までの計画などの説明が行われた後、テイ・トアバ会長から「シンガポールと日本には友好の絆がある。わたしたちの心も皆様と同じくここにあります。ぜひ完成した保育所を見たいです。」とあいさつ。渡邊町長は、「大変ありがたい、新しい保育所は町のシンボルの存在として取り扱っていきます。」とお礼の言葉を述べました。●新しい遠山保育所は今年7月に工事が着工し、平成25年2月完成予定で、同年4月1日から開所が予定されています。

七中吹奏楽部が浜離宮
ホールで演奏しました

3月23日(金)、東京浜離宮ホールで、七ヶ浜中学校の吹奏楽部が「吹奏楽で日本を元気に!!」と題したコンサートに出演しました。これは「ポイントグリーン推進環境会議」などが中心となり開催したものです。●同吹奏楽部は東日本大震災で楽器に被害を受け、同事務局を通して多くの楽器を譲り受けました(写真左)。コンサートは、被災地の学校3校と楽器を提供した東京などの高校や大学が共演する夢のようなステージでした。●七中は演奏中に被災当時の写真や部活動風景を映し出し、観客が涙を流す場面もありました。部長の古田菜々子さん(3年生)は「皆さんから支援された楽器で、これからの感謝の気持ちを忘れずにがんばりたいです」とステージ上で述べました。



投光機と掲示板贈呈式

3月28日(水)、神奈川県東ロータリークラブと台北滬尾扶輪社(タイペイフエイロータリークラブ)から発電機付きバルーン投光機3基と七ヶ浜町掲示板7基の贈呈を受け、役場で贈呈式が行われました。●式では加藤仁昭会長(写真中央)が「これからもう少しでもお役に立てればと思います。今後も相手の顔が見える支援をしたい」とあいさつ。七ヶ浜ロータリークラブ山崎会長(写真左)は「クラブの連携でできたことです。ありがとうございます」と感謝の言葉を述べ、渡邊町長は「町の復興に向けて大いに活用させていただきます。ありがとうございます」とお礼の言葉を述べました。●今回贈呈を受けた投光機は昨年の大震災で被災した消防ポンプ車置場の復旧後に、掲示板は仮設住宅へ設置されます。

復興支援イベントが
行われました

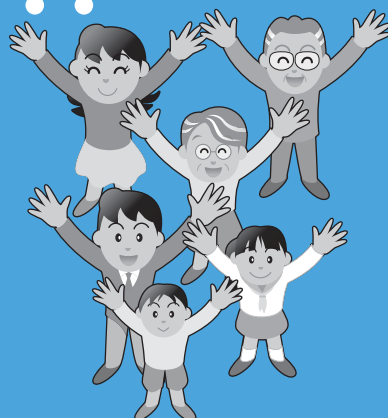
3月25日(日)「浜を元気に!七ヶ浜町復興支援ボランティアセンター」の主催により、復興支援イベントが町生涯学習センターで開催されました。●このイベントは、七ヶ浜町民の方々に、エンタテインメントを提供し、遊んでいただき、笑顔に、元気になっていただくことを目的に行われました。●当日は、SEASONSによるバイオリン、ピアノ、チェロの生演奏や、それいけ!アンパンマンショー、ゲームコーナー、軽食コーナーなど様々な催物が繰り広げられました。●参加者は、日常を忘れ笑顔が絶えない1日となりました。

もっとう

とり戻そう



元気なところとからだ!!



平成23年3月11日に発生した東日本大震災は多くの方の生活や健康に大きな影響を与えています。町では東北大学との共同事業として、全壊または大規模半壊の世帯全員を対象に震災後の健康状態に関する調査を行いました。被災した方々の健康状態を確かめ、今後、皆様が体調を崩すことなく、より健康に過ごしていただくために、健康づくり支援の体制を整えていきたいと考えております。今回は第1回目の調査結果がまとまりましたので、東北大学災害科学国際研究所教授の富田博秋先生に報告していただきます。富田先生には震災直後から、「このケア」という面で支援していただいております。

「七ヶ浜町での震災の健康への影響調査からみえること」

震災以降、東北大学地域保健支援センターの活動は、七ヶ浜町の保健師さん達とともに被災された方々の健康に関するお話を伺わせていただきました。その中で震災後、健康問題で困りなの方に相談をしたり、医療機関を受診することを躊躇する方が少なからずおられることを実感しました。この傾向は災害による健康問題の特徴でもあります。このことから、被災された皆様のおおよその健康状態を把握させて頂いた上で、問題を抱える方のサポートや町全体の健康増進を考えることが必要と考えるに至りました。そこで東北大学地域保健支

援センターでは、町と東北大学の共同事業「七ヶ浜町健康増進プロジェクト」として、家屋が大規模半壊、全壊の被害に遭われた方全員を対象に健康全般や生活の状態をアンケート調査させていただき、この情報に基づいて健康増進への取り組みを開始しました。

平成23年11月以降、調査員が全対象者のお宅を訪問して、生活の状況、生活習慣、睡眠、震災のころと身体への影響など多岐にわたる内容の質問紙に回答して頂いています。現在も健康調査を進めています。これまでのところ、お子様から高齢者まで全対象者2,144名(77%)の方が健康調査票に回答して下さいました。ご回答いただいた方もそうでない方も含め、多くの方々にご理解とご協力を頂き、誠にありが

とうございました。このうち、1,892名(68%)の方が匿名化した状態で健康調査票の情報を被災の健康状態への影響の解析に使用することに協力の意思を示されましたので、今回はこの1,892名の方のうち、成人の方について災害のころと身体への影響、睡眠、飲酒を中心に調査結果の概略について報告させていただきます。

富田先生の紹介
東北大学災害科学
国際研究所
災害精神医学分野
教授 医学博士
富田博秋



今回の震災のようなつらい体験をされた方は、その後も思い出されてしまう、思い出すと怖い夢を避ける、睡眠の途中で目がさめる、ちょっとしたことで反応として生じやすくなる、ことが知られていきます。これは自然に弱まり、無くなつていきませんが、なかには反響が長く残る方もおられます。今回の調査では、質問票にお答えいただき、その影響が大きい方、不安な方、折り返しお電話をさせていただきます。

出来事インパクト尺度

回答者の48%が町内の仮設住宅にお住まいで、34%の方はご自宅を修繕・再建をされたり、民間借り上げ、ご親族宅にお住まいなどして町内にお住まいです。18%の方が現在、塩釜・多賀城など町外にお住まいの方でした(図1)。

住まいの状況

図3. ご回答頂いた方の年齢構成

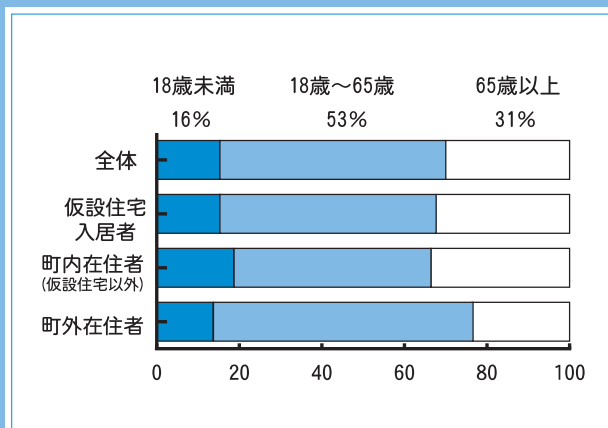


図1. ご回答頂いた方の現在のお住まい

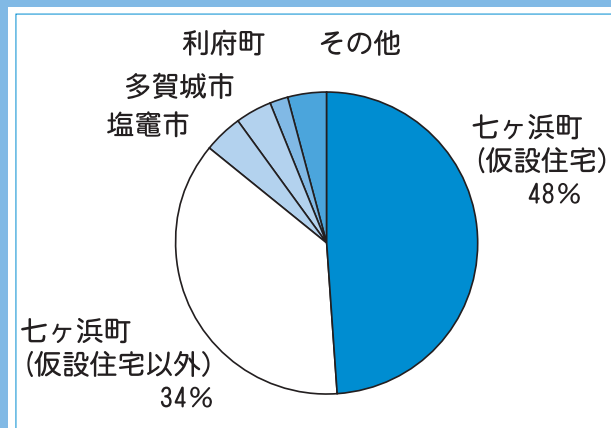


図4. 出来事インパクト尺度の結果

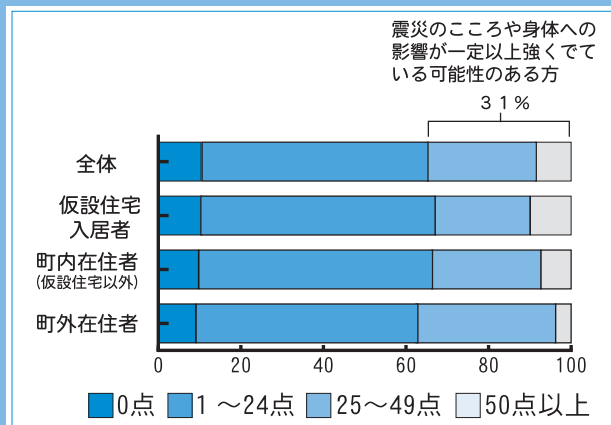
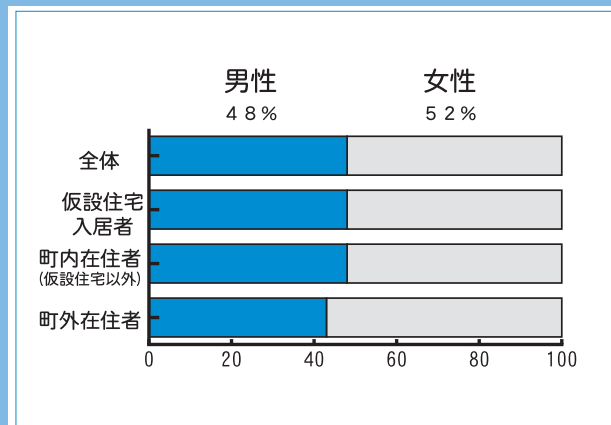


図2. ご回答頂いた方の男女比



記憶が蘇ることがありながらも普段の生活を送られている方も含め、震災が多くなの方に影響を残していることが伺われます。

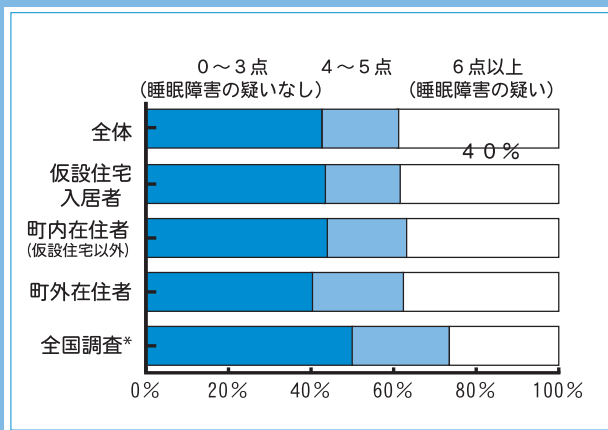
不眠について

世界保健機構(WHO)が作成した不眠に関する質問票では4割程度の方が不眠の疑いがある状態でした。わが国ではこの尺度を用いると全国平均でも3人に1人と不眠の人は多いのが、震災の影響で明らかに眠れない方が増えていくことがわかります(図5)。

震災とアルコール

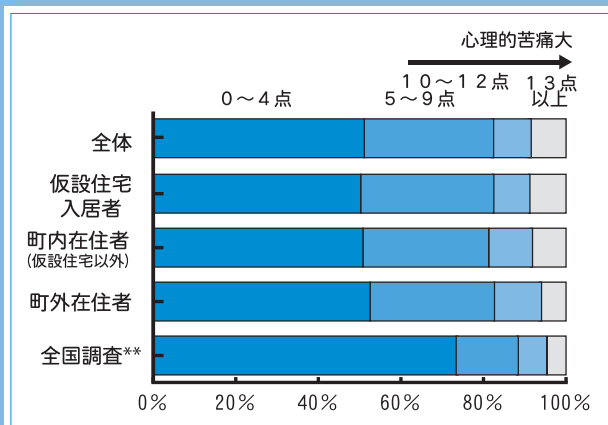
量が5%強の方が震災後飲酒量が減った反面、8%強の方が飲酒量が増えています。飲酒量が増えることは、アルコールによる健康被害のリスクが高まるだけでなく、睡眠障害やうつ病などの精神疾患のリスクも高まることが知られています。また、飲酒による健康被害は、飲酒量が増えるだけでなく、飲酒の回数や飲む時間帯なども影響を及ぼすことが知られています。そのため、飲酒の量を減らすことや、飲む時間帯を調整することが、健康被害のリスクを減らすのに役立つと考えられます。

図5. 不眠評価尺度の結果



*Sleep Medicine 2005 6(1)5-13

図6. こころの元気さ (K6) の結果



**川上ら平成18年度政策科学総合事業

こころの元気さ

不安や気分の沈み、意欲の低下などこころの元気さの状態を評価するための質問票でも、全国調査の結果と比べると全般的に心理的苦痛を反映する点数が高くなり、これらも震災による影響と考えられます(図6)。震災のことが思い出されてつらく耐えたいと感じておられる方も、いろいろな工夫をしながら、飲酒の量を減らすことが、睡眠障害やうつ病などの精神疾患のリスクを減らすのに役立つと考えられます。

安や落ち込みが強い方は、周りの方、かかりつけ医や最寄りの医療機関、町健康増進課などの相談窓口には是非ご相談ください。調査から得られた町民の詳しい情報は、次号以降の他の機会をみつけて町民の皆様にお知らせしていきます。皆様を踏まえて、今後七ヶ浜町役場と連携・協力して、震災の心身の影響を強く出ている方への相談等、活動を増やしていくこと、また幅広く町民の心の回復に役立つ情報を発信する機会を増やしていき

こと、継続してより詳しい情報を集め、心身の健康の増進を図る体制づくりに活かしていきたいと思っております。この調査に関する質問、ご意見がありましたら、是非東北大学地域保健支援センター(電話:022-717-1789、メール:s.kp@med.tohoku.ac.jp)までご連絡ください。(今後、健康調査は半年ごとに5回実施する予定です。次回6月頃の予定です。お手元に調査票が届きましたらご協力よろしくお願いします。)



暮らしの安心・安全情報

絶対に許さない！「飲酒運転ゼロ」を目指して

飲酒運転は絶対に許してはならない行為です。
今年に入り、町内在住者における飲酒運転行為が増加している状況にあります。
ご家庭や職場などで飲酒運転行為をしないよう呼び掛けをお願いいたします。

飲酒運転追放 3 ない運動

酒を飲んだら運転しない



車に乗るなら酒を飲まない



運転する人には酒を出さない



家具転倒防止器具取付補助事業

内 容

地震による家具転倒防止器具取付総額の 3 分の 2 を補助（1, 000 円未満切捨て）し、地震災害の被害防止を図ります。

対 象

次のいずれかに該当する世帯（一人暮らし世帯を含む）

- ① 65 歳以上の方のみの世帯
- ② 身体障害者手帳等の等級 1・2 の方のみの世帯
- ③ 要介護認定 4 以上の方のみの世帯

取付ける器具・個数

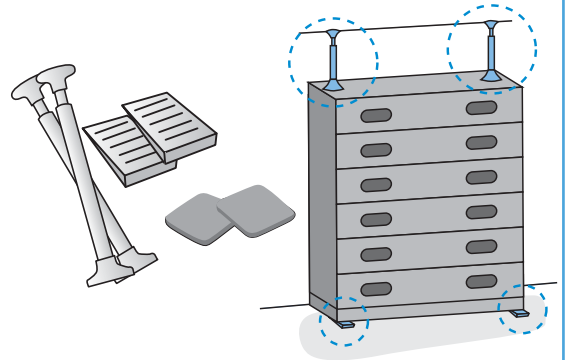
器具の選定、取付けは町職工組合が行い、1 つの家具に 1 組とし、3 組までの取付けとなります。

自己負担額

取付けた器具の総額の 3 分の 1（取付ける器具の数によって異なります）

その他

申請書は、防災対策室にあります。申請後に町職工組合が取付け可能か調査に伺います。本 事業による器具の取付けは、1 回限りです。自己負担額については、後日お知らせいたします。



防災行政無線広報内容がお電話で確認できます!!

平成 24 年 3 月に防災行政無線を改修しアナログ方式からデジタル方式に変わりました。新しい機能として、電話応答システムを導入し、聞けなかった、聞き取りにくい場合、掲載しているお電話番号にコールしていただきますと広報内容を確認できますのでぜひご利用ください。

（但し、一般の電話と同様のご利用料金となります。）

確認電話番号 022-349-6016



第45回

「肥満と食生活…！」

アウカルト

肥満とは、体に脂肪が多く（正常値よりも多く）蓄積している状態のことです。肥満には、内臓に脂肪がついてお腹周りを中心に太っている「りんご型肥満（内臓脂肪型肥満）」と、お尻や太ももなどの下半身に脂肪がついて太っている「洋なし型肥満（皮下脂肪型肥満）」の2つのタイプがあります。内臓脂肪型肥満は、生活習慣病をまねいたり、メタボリックシンドロームの原因にもなるといわれています。

なぜ太るの？

肥満は、食事の量（摂取エネルギー）より、日常の活動や運動量（消費エネルギー）が少ないため、余った栄養が体脂肪として蓄えられた状態をいいます。肥満のほとんど（9割以上）は、食べすぎと運動不足が原因（内分泌異常や遺伝、体質、心因性などの病気が原因の肥満もあります。）



内臓脂肪が生活習慣病をまねく？

内臓脂肪が増えると、内臓脂肪が分泌する生理活性物質の分泌異常が起こり、動脈硬化を進めたりインスリンの働きを低下させるほか、多くの生活習慣病を誘発します。

メタボリックシンドロームとは？

内臓脂肪型肥満に、高血圧・高脂血・高血糖のうち2つ以上を重ね持った状態です。この状態が続くと、動脈硬化が進み、心筋梗塞や脳梗塞などを起こす危険性が高くなります。

あなたの肥満度は？ チェックしてみましょう！

肥満度はBMI（ボディ・マス・インデックス）で計算し、判定します。

※BMI値＝体重（Kg）÷身長（m）÷身長（m）

BMI値が25以上だと肥満と判定されますが、体重を減らすために過度なダイエットを行うのは危険です。適度な運動と食生活の改善で、上手に体の脂肪を減らしましょう。



●次回は、肥満解消のポイントについてお知らせします。

短歌

濁流に大きく傾く電柱に漁網巻き付き空しくゆるる
渡辺 利男

震度1すばやく動き机の下忘れていない
孫の心は 佐藤 登美子

「津波来る!!」町の放送に我を忘れ渋滞の波に吸い込まれゆく
蜂谷 恵美子

被災地の彼岸静かなる幻聴
後藤 九尼克

きらきらと躓きながら春の川
森 新一郎

春の日や雲軽やかにゆるやかに
小玉 礼子

俳句

お子さんの写真やイラスト
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております！

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-7439（直通）

fax357-5744（役場代表）

✉kouhou@shichigahama.com

七ヶ浜町からの お知らせ

東日本大震災による被災情報
(平成24年4月11日現在)

●七ヶ浜町内で死亡が確認された、
七ヶ浜町民の方 60名

●七ヶ浜町内で死亡が確認された、
七ヶ浜町外の方 11名

●七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、
身元不明の方 1名

●七ヶ浜町外で死亡が確認された、
七ヶ浜町民の方 32名

計 104名

●七ヶ浜町民の安否不明者 4名

*お問い合わせは、災害対策本部まで
☎7436

応急仮設住宅等入居者情報
(平成24年4月11日現在)

■応急仮設住宅

1. 第一スポーツ広場(148戸)
498名

2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド
(104戸)

3. 生涯学習センター前(67戸)
297名

4. 湊浜旧町営住宅跡地(17戸)
171名

5. 松ヶ浜謡児童遊園(17戸)
53名

6. 社会福祉協議会事務所下(13戸)
40名

7. 国際村第2駐車場(47戸)
41名

計 413戸

●民間賃貸住宅の応急仮設住宅
扱い(宮城県決定分)

208世帯 716名

(内、町外での罹災者8世帯28名)

●その他(親戚宅や社宅等)
不明

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指し、義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。

●義援金(4月9日現在 739件)
95,285,311円

内配分済額(平成24年4月9日現在)
60,925,000円

配分後義援金額

34,360,311円

●一般寄附金(復興支援)

(3月31日現在 338件)
平成23年度 280,941,911円

■義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。下記の専用口座に直接、振込等により入金してください。

●銀行支店名

七十七銀行七ヶ浜支店

●口座種別及び番号

普通預金 90000887

●口座名義

七ヶ浜町会計管理者 阿部真也

■一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財政係メールアドレス: zaisei@shichihama.com までお問い合わせください。

■ふるさと納税寄附金 (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な行政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災・減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。

ります。

●手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付

*お問い合わせは、財政課財政係まで
☎2115

義援金の三次配分について

東日本大震災で被災された皆さまへ、義援金受付団体(日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団)及び七ヶ浜町に寄せられた義援金を、宮城県災害義援金配分委員会、七ヶ浜町災害義援金配分委員会において決定した内容で配分いたします。

支給対象	義援金受付団体	七ヶ浜町
	第3次配分	第2次配分
①死亡・行方不明者	10万円	2万円
②災害障害見舞金対象者	10万円	2万円
③津波浸水区域内	全壊	20万円
	大規模半壊	10万円
	半壊	5万円
④母子・父子世帯(半壊以上の罹災世帯)、又は、震災により母子父子となった世帯	10万円	2万円
*③のうち、大規模半壊以上で応急仮設住宅(民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱いを含む)未利用世帯については加算金	10万円	3万円

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

※義援金の配分をすでに受けている方は、改めての申請は必要ございません。

対象となる方には順次支給を行います。

※お問い合わせは、地域福祉課まで

☎ 7 4 4 9

七ヶ浜町被災事業者支援事業

東日本大震災により町内で被災した法人または個人の工商业者で、事業を町内で再開するために施設・設備の復旧費（50万円以上）に要した経費の一部を補助します。（ただし、国の被災者生活再建支援制度、東日本大震災災害義援金、宮城県の住宅の応急修理制度等の支援を受けている事業者は対象外となります）

● 申込受付期間を延長します

平成25年3月29日（金）まで

● 申請先

多賀城・七ヶ浜商工会

七ヶ浜事務所 ☎ 7 3 2 0

※お問い合わせは、産業課まで

☎ 7 4 4 3

被災者生活再建支援制度

（新たに罹災証明書の交付を受けた方もおられるため、引き続きご案内いたします。）

● 対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が

半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

● 支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。（世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額）

【基礎支援金の申請期間が延長されました】

● 基礎支援金の申請期限

平成25年4月10日まで

【加算支援金の申請期間が4年間延長されました】

● 加算支援金の申請期限

平成30年4月10日まで

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※お問い合わせは、地域福祉課まで

☎ 7 4 4 9

七ヶ浜町における放射線量等の調査状況について

①空間放射線モニタリング状況
①役場駐車場

測定月日	4月16日
天候	曇り
測定時間	午前8時11分
測定結果 地上1m	0.07
測定結果 地上0.5m	0.08

※平成23年6月30日から平成24年4月16日現在まで、計197回測定。最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午後3時45分	校庭	0.09	0.10
2	松ヶ浜小学校	午前11時00分	校庭	0.07	0.07
3	汐見小学校	午後2時5分	校庭	0.09	0.09
4	七ヶ浜中学校	午後3時50分	校庭	0.07	0.07
5	向洋中学校	午後1時20分	校庭	0.09	0.09
6	汐見保育所	午後2時30分	園庭	0.08	0.08
7	和光幼稚園	午前9時20分	園庭	0.07	0.08
8	松ヶ浜幼稚園	午前11時20分	園庭	0.09	0.12
9	遠山幼稚園	午後1時30分	園庭	0.10	0.09
10	汐見台幼稚園	午後1時45分	園庭	0.09	0.09
11	第二柏幼稚園	午後2時50分	園庭	0.09	0.09

②町立小中学校・保育所・私立幼稚園（校庭・園庭）

● 測定月日 4月12日（木）

● 天候 晴れ

※平成23年6月30日から平成24年4月12日現在まで、計75回測定。最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

③公園等

公園等については、37か所測定。

全て、毎時0.05～0.13マイクロシーベルトの範囲。

詳細の測定箇所・測定数値については、環境生活課まで

※測定機器は、簡易型環境放射線モニタ（PA-1000）を使用。

※環境省による除染基準、毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域。長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目標として、毎時0.23マイクロシーベルト（地表1m測定）以下とする。

※お問い合わせは、環境生活課まで

☎ 7 4 5 4

農地災害復旧工事のお知らせ

町内の農地では、ガレキの除去・水路の復旧および除塩作業を実施しております。作業は、ため池の位置や水路、地形などの関係により前後しますが、全町での営農再開に向けて、順次進めていきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※お問い合わせは、産業課まで

☎ 7 4 4 4

走行サーベイによる空間線量測定を行いました。

東京電力福島原子力発電所の事故に伴う空間放射線量の把握のため、3月21日から3月23日の3日間、測定を実施しました。

この走行サーベイにより、数10m間隔で詳細な線量率分布が測定できます。

車に(KURAMA-IIモニタリング装置)測定器を取り付けし、車を走行しながら測定。走行サーベイにより得られる値は、道路上1mの空間線量率であります。町内全域の空間線量が測定可能となり、汚染状況の確認や除染等の判断に重要な基礎情報が提供されます。

※結果については、後日広報でお知らせします。

※お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

可搬型モニタリングポスト(放射線測定器)を設置しました

文部科学省が東京電力福島原子力発電所の事故に伴う空間放射線量の監視・把握のため、可搬型モニタリングポストを設置しました。空気中の放射線量を計測し、携帯電話回線を用いて文部科学省のホームページにてリアルタイムに公表しています。モニタリングポストには測定値が表示されており、いつでも役場付近の放射線量を確認することができます。

※単位はマイクロシーベルト毎時。

※お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

公共機関復旧状況

◆すばく七ヶ浜

救援物資の搬入および災害ボランティアセンター事務局となっているため、当分の間は利用することができません。

◆図書センター

図書センターは昨年の大震災で被災したため3月31日に閉館し解体し、代わりに図書の貸し出しは生涯学習センター内の「図書コーナー」で行っております。

◆アクアリーナ

利用再開は6月中を予定しております。

※お問い合わせは、生涯学習センターまで

☎3302



七ヶ浜土地改良区からのお知らせ

七ヶ浜土地改良区事務所は、震災により流失し組合員の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしているところです。阿川排水機場(菖蒲田浜字牛ノ鼻木)を仮事務所として業務を行っておりますので、お知らせいたします。

※お問い合わせは、左記電話番号まで

☎3388

震災関係情報

各種相談

■政府からのお知らせ

被災による不安や悩みを受け止める相談窓口を設けています。

【こころの健康相談】

●こころの健康相談(ホットライン)..
精神保健センター

☎0229-629-9617

(月)金 午前9時~午後5時 祝日除く)

【いのちの電話】

●社会福祉法人 仙台いのち電話

☎4343

(月)日 24時間 祝日含む)

お悩みを持つ女性の方はご相談ください。震災により生じた生活上の悩みや仮設住宅生活での不便など、ご相談ください。

【チャイルドライン】

☎0120-99-7777

(月)土 午後4時~午後9時)

※18歳までの子ども専用電話



【子どものこころ健康相談】

災害を体験した子どものこころと身体は、いろいろなサインを出しています。「ささいな事におびえる・赤ちゃんとえり・食欲がない・腹痛等」これらの状況を緩和し乗り越えるための対応について相談・支援します。

●担当 緊急子どもサポートチーム

●とき 5月14日(月)・28日(月)

午前10時から午後2時30分

(予約制)

●ところ 子育て支援センター

※予約は子育て支援センターまで

☎7455



ボランティア

■家の片付けなど、私たちが手伝います!

●依頼方法・受付時間

電話か直接七ヶ浜町災害ボランティアセンターへ申し込んでください。

午前9時~午後4時

●場所 すばく七ヶ浜

●受付番号

☎090-6853-4490

☎080-5949-8452

●活動内容

浸水家屋の家財や畳の運び出し、危険を伴わないもの、高齢世帯・一人暮らしの方の家の片づけ、その他要相談

※ボランティアも随時募集中です。

※お問い合わせは、右記電話番号まで

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

都市基盤情報

上下水道

■町内の下水道施設について

町内の公共下水道施設の復旧工事を順次実施しています。工事箇所については、何かとご不便をお掛けする場合がありますが、ご理解とご協力をお願い致します。

また、引き続き次に掲げる下水道施設に優しい使用方法にご協力願います。小さなことでも、多くの人が行うことで大きな効果につながります。

●下水道施設に優しい使用方法

- ・食器の汚れは紙などで拭き取り、油ものや食べ残しなどを下水道に流さない工夫をしましょう。
- ・洗剤は、量をはかり使いすぎないようにしましょう。
- ・お風呂の残り湯は、洗濯などへ再利用しましょう。
- ・水道の蛇口は、こまめに閉めましょう。
- ・紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、ゴミとして出しましょう。

■上下水道使用開始について

震災により家をリフォームし、再び上下水道を使用できるようになった時は、事前に届け出が必要です。届出を忘れてしまうと遡って下水道使用料を納めていただく場合もありますので、事前に水道事業所まで連絡願います。

*お問い合わせは、水道事業所まで

☎ 357 7 4 5 6

住宅

■破損家屋の基礎解体について

震災で被災した破損家屋の基礎解体について、役場で撤去作業を行うことが出来るようになりました。「私有財産撤去申請書（ガレキや家屋の撤去申請）」を提出された住民の方は、自動的に対象となりますが、未申請の方はお問い合わせ下さい。

家屋撤去と同様に、作業は所有者に連絡後に行います。復興計画において、地区設定の無い白色と黄色及び紫色の地区から順番に作業を行います。住宅建築によりお急ぎの方はご相談下さい。

*お問い合わせは、建設課まで

☎ 357 7 4 4 1

生活基盤情報

■住宅再建支援事業

（二重ローン対策）のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら居住した住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額（上限50万円）を補助します。

*お問い合わせは宮城県土木部住宅課まで

☎ 211 3 2 5 6

国民健康保険・後期高齢者医療制度についてのお知らせ

東日本大震災で被災し一部負担金免除証明書をお持ちの方は、平成24年3月1日以降も、引き続き、医療機関の窓口負担は免除となります。

●免除を受けることができる期限

- ・東京電力福島原発事故による警戒区域のすべての住民の方：平成25年2月28日まで
- ・東日本大震災による被災区域（警戒区域以外）の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度にご加入の方：平成24年9月30日まで

※ただし、次の場合の自己負担の免除については、平成24年2月29日までで終了となりました。

- ・入院時の食事療養費及び生活療養費
- ・被保険者証を医療機関窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師（接骨院・整骨院）、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

※国民健康保険、後期高齢者医療制度にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することが出来ます。

*お問い合わせは、町民課国保年金係まで

☎ 357 7 4 4 6

※全国健康保険協会等の社会保険の被保険者または被扶養者の方は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎ 357-2111
議会事務局 ☎ 357-7435
総務課 ☎ 357-7436
防災対策室 ☎ 357-7437
財政課(財政係) ☎ 357-2115
(管財係・移転用地係) ☎ 357-7438
政策課 ☎ 357-7439
震災復興推進室
教育総務課 ☎ 357-7440
建設課(管理係) ☎ 357-7441
(建設係) ☎ 357-7442

産業課(水産商工係) ☎ 357-7443
(農政係) ☎ 357-7444
町民課(戸籍住民係) ☎ 357-7445
(国保年金係) ☎ 357-7446
地域包括支援センター ☎ 357-7447
健康増進課(高齢者福祉係) ☎ 357-7448
(保健指導係) ☎ 357-7449
地域福祉課 ☎ 357-7450
会計課 ☎ 357-7451
税務課(固定資産税係) ☎ 357-7452
(住民税係) ☎ 357-7453

町税等徴収特別対策室 ☎ 357-7453
環境生活課 ☎ 357-7454
子育て支援センター ☎ 357-7455
水道事業所(水道係) ☎ 357-7456
(下水道係) ☎ 357-7457
(施設係) ☎ 357-7458
生涯学習センター ☎ 357-3302
老人福祉センター「浜風」 ☎ 357-4976
歴史資料館 ☎ 365-5567
七ヶ浜国際村 ☎ 357-5931
アクアリーナ 休館中

アクアゆめクラブ ☎ 357-7920
町民プール ☎ 357-5031
給食センター ☎ 357-2607
遠山保育所 ☎ 閉所中
汐見保育所 ☎ 362-7731
まつぼっくり広場 ☎ 366-6141
あさひ園 ☎ 357-4796
社会福祉協議会 ☎ 349-7781
シルバー人材センター ☎ 357-6039
七ヶ浜交番 ☎ 357-2216
七ヶ浜消防署 ☎ 357-4349

※遠山保育所へのお問い合わせは、汐見保育所まで

※図書センターおよびアクアリーナへのお問い合わせは、生涯学習センターまで

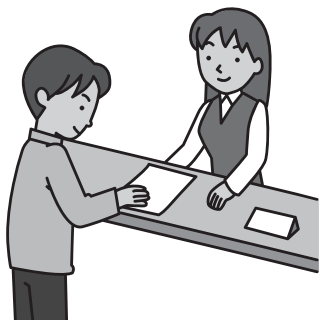


お知らせ

5月の納税 (納期限5月25日と31日)

今月の納期は、平成23年度第9期分の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料で、納期限は5月25日(金)と平成24年度軽自動車税の納期限は5月31日(木)です。
なお、平成24年度軽自動車税はコンビニエンスストアでも納付できます。
また、納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が加算されます。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453



町税等の納付がコンビニエンスストアでもできるようになります

5月31日納期限の平成24年度軽自動車税を皮切りに、6月以降に送付します平成24年度町県民税(普通徴収)・固定資産(都市計画)税・国民健康保険税・介護保険料は、コンビニエンスストアでも納付ができるようになります。コンビニエンスストアでの納付は、土日祝日夜間でもできますので便利です。なお、町指定金融機関・町収納代理金融機関・町会計課での納付、口座振替での納付も引き続きご利用いただけます。

●利用可能コンビニエンスストア

- ・エブリワン
- ・M・M・K設置店
- ・くらしハウス
- ・ココストア
- ・コミュニティ・ストア
- ・サークルK
- ・サンクス
- ・スパバー(北海道限定)
- ・スリーエイト
- ・スリーエフ
- ・生活彩家
- ・セイコーマート
- ・セーブオン
- ・セブン・イレブン
- ・タイエー
- ・デイリーヤマザキ
- ・ハセガワストア
- ・ファミリーマート
- ・ポプラ
- ・ミニストップ
- ・ヤマザキデイリーストアー

夜間の町税等納税相談窓口

町税等に関する納税相談を受けた方のため、平成24年9月までの毎月最終木曜日に相談窓口を午後8時まで延長いたしますので、ご利用ください。

●開設日時

5月31日(木)、6月28日(木)、7月26日(木)、8月30日(木)、9月27日(木)
午後5時15分から午後8時まで

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453

固定資産課税台帳の縦覧期間について

固定資産税の納税者に対して、固定資産課税台帳の縦覧を例年4月に行っておりましたが、平成24年度については6月に行う予定です。詳細については後日、広報やホームページなどでお知らせします。

*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで
☎7451

暮らしの相談、お待ちしています

行政相談

行政(国・県・町)に関する相談

●相談委員

星 初枝(菫) ☎357 2426
瀬戸 源市(東) ☎362 8549

人権相談

人権問題に関する相談

●相談委員

星 徳光(菫) 伊藤せい子(代)
村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)
引地 淑子(花) ☎362 2338
仙台法務局塩釜支局

生活相談

生活上の心配事に関する相談

●相談委員

※行政・人権・生活相談は次のとおり

とき 5月8日(火)、6月12日(火)
午前10時～午後3時

●無料法律相談(弁護士が相談に応じます)

とき 5月10日(木)
午後1時30分～4時30分(2人30分)

●消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

※事前に予約が必要です(先着順)。
ご予約は総務課まで ☎7436

●相談委員

村上 妙子(境)

とき 5月1日、7日、10日、14日、17日、21日、24日、28日、31日、6月4日、7日

●身体障害者相談

障害者の悩みや社会保障制度の相談

●相談委員

鈴木 薫(菫) ☎357 2461
川村 矩子(遠) ☎363 2224
星 好男(東) ☎362 1394

知的障害者相談

知的障害者の生活等に関する相談

●知的障害者相談員

榎木 正俊(松) ☎357 2314

**固定資産（都市計画）税の
納税通知書は、6月末にお
送りします**

固定資産（都市計画）税は、1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有される方に課税されます。第1期納期限は例年5月末でしたが、平成24年度については7月末が第1期納期限になります。また、納税通知書についても6月末を発送予定としております。納期についての詳細は後日お知らせします。

※お問い合わせは、税務課固定資産係まで
☎7451

軽自動車税の納税通知書をお送りします

■軽自動車税

4月1日現在、所有される方に課税されます。この税には身体障害者等減免制度があります。該当される方は、下記をご覧の上、5月24日までに申請してください。

また、東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の代替として、軽自動車を購入した場合、申請によりその車両の軽自動車税が平成25年度まで非課税となります。

（損壊・代替車両は同名義に限る）

●軽自動車税の減免

●減免を受けられる方

- ①身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、「本人自ら運転する場合」と「生計を一にする家族が運転する場合」で下の別表に該当する方
- ②療育手帳の交付を受けている方

のうち「重度」または「A」と記載されている方

③精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号記載のものに限る）の交付を受けている方のうち、障害の等級が1級の方

●対象となる自動車

①身体障害者または戦傷病者（以下「身体障害者等」が所有（取得）し、本人が運転する軽自動車（身体障害者で、年齢18歳未満の者または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む）

②身体障害者等が所有し、もっぱら身体障害者等の通学（通所）、通院または生業のために、生計を一にする家族が運転する軽自動車（身体障害者等のみで構成される世帯の該当者を常時介護する方も含む）

③身体障害者等の利用に供するため、車イスの乗降装置・固定装置等、特別仕様の軽自動車

※なお、減免対象の軽自動車は、自動車税の対象となる自動車を含め、身体障害者等一人につき、自家用の自動車1台に限られます。

●持参するもの

- ①平成24年度軽自動車税納税通知書
- ②障害等を示す手帳
- ③運転する方の運転免許証
- ④自動車検査証
- ⑤印鑑（スタンプ式は不可）

●提出期限

5月24日（木）まで
※お問い合わせは、税務課 住民税係まで
☎7452

【別表】減免を受けられる方

		身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	項 症						款 症			
								特	1	2	3	4	5	6	1	2	3
視 覚 障 害		◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					
聴 覚 障 害			◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎					
平 衡 機 能 障 害				◎				◎	◎	◎	◎	◎					
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害				◎				◎	◎	◎							
上 肢 不 自 由		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎					
下 肢 不 自 由		◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○
体 幹 不 自 由		◎	◎	◎		○		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の 非進行性脳 病変による運 動機能障害	上肢機能	◎	1◎					(注) 1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。 2 一下肢のみに運動機能障害がある場合は本人 自ら運転する場合に限る。									
	移動機能	◎	◎	2◎	○	○	○										
心 臓 機 能 障 害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
じん臓機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
呼吸器機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
ぼうこうまたは直腸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
小 腸 機 能 障 害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
免 疫 機 能 障 害		◎	◎	◎													
肝 機 能 障 害		◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎						

◎身体障害者、戦傷病者本人又は「生計を一にする家族の方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免

○身体障害者、戦傷病者本人が運転する場合に減免

お気軽にご参加ください！ 各地区介護予防教室

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1～3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午

※要害地区のみ午前9時45分から

＊お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで ☎7447

仮設住宅における介護予防教室 5月の日程		
湊浜仮設住宅	12日、19日 26日(土)	湊浜仮設住宅 集会所
謡仮設住宅	10日(木) 午後2時～	松ヶ浜謡集会所
七中第2グラウンド みんなの運動教室	14日、 28日(月)	七中第2グラウンド 仮設住宅集会所
生涯学習センター前 仮設住宅	17日(木) 午後2時～	老人センター内 「いろりの家」



各地区介護予防教室 5月の日程(場所：各地区公民分館等)

湊)ひまわりの会	2日、16日(水)	湊浜公民分館	要)さわやか にぎにぎクラブ	14日、28日(月) ※午前9時45分	要害公民分館
松)はまぎく会	17日(木)	松ヶ浜謡集会所	境)浜楽会	1日、15日、 22日(火)	境山公民分館
花菖蒲の会	9日、23日(水)	第1スポーツ広場 仮設住宅集会所	遠)かぶとむしの会	11日、25日(金)	遠山公民分館
吉)さくらの会	7日(月)	吉田浜公民分館	汐)汐見台悠々クラブ	11日(金)	汐見台第2公民分館
代)元気よがさきの会	9日、23日(水)	中央公民館多目的室	汐南)しおさい 南クラブ	11日(金)	汐見台南第1公民分館
東)すこやか神明会	2日、16日(水)	東宮浜公民分館	亦)亦来る会	17日(木)	亦楽公民分館

心に病をもつ人の家族会のご案内

ご家族の心の病で悩んでいませんか？ご家族の皆さん、悩んでいるのは自分たちだけではありませんよ。家族会では、勉強会や懇談などを行っています。ご家族の癒しの場ともなっております。どなたでも参加できますので、是非ご来場ください。

●とき 平成24年5月24日(木)

●ところ 13時30分～15時30分
七ヶ浜町役場庁舎 3階
第2会議室

●内容 勉強会・懇談会

＊お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎7448

こころの相談

イライラする、不安が強い、やる気がでない、眠れないなど、悩みや困りごとがある方やそのご家族の方、一人で抱え込まずに相談してみませんか。震災後の心の健康に関する相談も受けします。

なお、相談には精神科医師が応じます。事前に予約が必要ですので、左記までご連絡願います。

●とき 平成24年5月17日(木)

●ところ 午後1時30分～午後4時
七ヶ浜町役場
3階会議室

＊お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎7448

高齢者肺炎球菌ワクチン 接種費用の一部助成について

70歳以上の町民を対象に肺炎の発症と重篤化を予防するため、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成します。

詳しくは下記の通りですが、このワクチン接種は任意接種であり、医師との相談によって判断し行われるもので、行政が接種を推奨しているものではなく、必ず接種する必要はありません。

●対象者 七ヶ浜町に住所を有する70歳以上の方

●助成額 3,000円

※接種費用が3,000円を超えた場合の差額を医療機関にお支払い下さい。

●接種場所 塩釜地区指定医療機関(詳しくは、医療機関にお問い合わせ願います。)

※指定医療機関以外でのワクチン接種は、助成の対象外となります。

●助成の受け方

①70歳の方は70歳の誕生日から、71歳以上の方は4月1日から助成を受けられます。

②対象者への個人票・予診票の発行はありません。申請書類は各医療機関に備え付けておりますので、下記の物を持参し、医療機関に直接行って下さい。

- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・差額分の現金(詳しくは、接種する医療機関にお問い合わせ願います。)

●注意事項

- 助成は生涯1回限りです。
- 70歳以上で生活保護世帯の方は接種費用全額助成します。
- （生活保護受給者証と印鑑を医療機関に持参して下さい。）
- 体調が悪い場合は、接種できません。接種前の体調管理にご留意願います。
- *お問い合わせは健康増進課 保健指導係まで

☎7448

HIV抗体検査・クラジミア抗体検査・肝炎検査・骨髄バンク登録受付 実施日程について

- 実施日・受付日（要予約）
- ※時間 10時から12時まで

月	日	月	日
平成24年 4月		10月	3日・17日
5月	2日・16日	11月	7日・21日
6月	6日・20日	12月	5日・19日
7月	4日・18日	平成25年 1月	16日
8月	1日	2月	6日・20日
9月	5日・19日	3月	6日

●予約受付日・時間

検査実施日の前日までに予約をお願いします。ただし、平日9時から17時まで（祝祭日除く）です。

●検査会場

当面の間、多賀城分庁舎にて行います。詳しくは予約時にご説明します。

●その他

検査は原則無料です。

*お問い合わせは塩釜保健所 疾病対策班（仮移転中）まで

☎1215

就学援助制度をご利用ください

経済的な理由により、小学校・中学校への就学が困難と認められる児童・生徒の保護者で、援助を希望する方（町の援助要綱に該当される方が対象です）に対して、学用品費、給食費等の一部を町が援助する制度です。

詳しくは、七ヶ浜町ウェブサイトを閲覧いただくか、教育総務課までお問い合わせください。

*お問い合わせは、教育総務課まで

☎7440

国民年金保険料の納付は、 便利・安心・確実な口座振替で！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受

けられなくなったりします。また、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。申し込みの際は、町民課・年金事務所・金融機関に備え付けの申出書に必要な事項を記入して、口座振替を希望される金融機関等の窓口へ提出してください。

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

☎05701051165

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

☎05701051165

町の人事異動

平成24年4月1日付の課長、所長級および3月31日付退職者

*（ ）は旧役職名

●総務課長兼防災対策室長

佐藤 勝彦（財政課長）

●政策課長兼震災復興推進室長

寺澤 薫（地域福祉課長）

●財政課長

渡辺 豊範（環境生活課長）

●地域福祉課長

小玉 寿（地域福祉課課長補佐 兼社会福祉係長）

●健康増進課長

斎藤 重俊（健康増進課課長補佐 兼高齢者福祉係長）

●環境生活課長

庄子 克也（産業課課長補佐 兼水産商工係長）

●水道事業所長

千葉 敏夫（議会事務局局長）

●議会事務局

佐藤 力（健康増進課長）

●遠山保育所長兼汐見保育所長

遠藤 昇（汐見保育所長）

●子育て支援センター所長

千葉 芳子（遠山保育所長）

●学校給食センター所長

大内 武男（教育総務課課長補佐 兼総務係長）

（退職）

平山 良一（総務課長）

佐藤 要市

（学校給食センター所長）

佐藤 衛（水道事業所長）

*お問い合わせは、総務課まで

☎7436

放射線測定器（空間放射線線量率）の貸出し

町では、町民の放射性物質に対する不安解消のために、簡易型放射線測定器の貸出を行います。
希望の方は、環境生活課までご連絡願います。

●測定器種

H O R I B A P A 1 1 0 0 0 R
a d i
r（ガンマ）線という放射線を測定するものです。
単位はμシーベルト／h（マイクロシーベルト毎時）

＊お問い合わせは環境生活課まで

☎ 357 7454

お気軽にご相談ください…
「民生委員・児童委員」

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

5月12日は民生委員・児童委員の日です。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な存在として、生活に困った方のほか高齢者、児童、障害者等で支援を必要とされる方々の相談や自立支援、保健福祉事務所等の関係する行政機関への橋渡しをいたします。また、民生委員・児童委員の中で、児童福祉に関する事項を専門的に担当していただく方が主任児童委員です。

ご相談したいことがある方は、各区の民生委員・児童委員にご連絡ください。

＊お問い合わせは地域福祉課まで

☎ 357 7449

平成24年度各種健（検）診のお知らせ

町民皆さまの健康増進を図るため、下記により各種健（検）診を実施します。

○実施する健（検）診

健康診査（19歳から39歳の町民）、特定健康診査（40歳から74歳までの町国民健康保険加入者）

後期高齢者健康診査（後期高齢者医療制度加入者）、結核検診（65歳以上の町民）

肺がん検診（40歳以上の町民）、大腸がん検診（40歳以上の町民）、前立腺がん検診（50歳以上の男性町民）

○健（検）診の日程等（対象区の指定日で受診できない方は、日程内であればいつでも受診できます。）

と き	と ころ	対 象
5月14日(月)	町 武 道 館 (町中央公民館裏)	松ヶ浜
15日(火)		菖蒲田浜
16日(水)		遠山1・2丁目
17日(木)		遠山3・4・5丁目
18日(金)		汐見台5・6丁目、南1・2丁目
19日(土)		汐見台1・2・3・4丁目
20日(日)		全地区
21日(月)		湊浜・吉田浜
22日(火)		花渕浜・御林
23日(水)		境山1・2丁目
24日(木)		代ヶ崎浜・亦楽
25日(金)		東宮浜・要害
26日(土)		全地区

●持ち物：受診票、健康保険証、自己負担金（金額は配付した各受診票等でご確認願います。）

●注意事項

- ・会場では大変お待たせすることになりますが何卒ご容赦願います。
- ・40歳から74歳の七ヶ浜町国民健康保険加入者は、町が実施する特定健診の対象です。ぜひ各会場で受診してください。
- ・40歳から74歳の社会保険被扶養者の方は、加入している健康保険団体より発行された特定健診受診券があれば特定健康診査を受診できる場合があります。詳しくは、健康保険証の発行元又は勤務先にお問合せ願います。

お問い合わせは、健康増進課 保健指導係まで

☎ 357-7448

生活保護の相談について

宮城県仙台保健福祉事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。

●とき 毎月第2及び第4水曜日

午前10時～午後3時

●ところ 地域福祉課窓口

※相談希望の方は、あらかじめ電話にてご連絡をお願いします。

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎ 357-7449



国民健康保険の加入・喪失手続きはお済みですか？

国民健康保険の加入日は、原則として職場の保険をやめた日や町外から転入した日などです。また、喪失日は、職場の保険に加入した日や町外に転出した日となります。

届け出が遅れても保険料は加入月分から計算されることになります。届け出をされませんと、そのまま保険料が請求されるばかりでなく、国の保険証を使用した場合は、その医療費を返還していただくことになります。

なお、届け出の際は、保険証と印鑑等をお持ちください。

*お問い合わせは、町民課 国保年金係まで

☎ 357-7446

子育て支援センターだより

◆ベビールーム「めんこ・めんこ」◆

2 か月から 6 か月の赤ちゃんとお保護者の方を対象に、ベビーマッサージやフリースペースで楽しく過ごします。

- とき 5月29日(火) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 バスタオル・タオル2枚・オムツ・ミルク(母乳)・母子手帳
- 申込 5月25日(金)まで

◆あそぼ・あそぼ◆

今回は、「せいこちゃんのコニコヨーガ」です。櫻井先生を講師に迎え、こどもと一緒に楽しめる簡単なヨガです。ママだけの参加もOKですよ。

- とき 5月18日(金) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 バスタオル、飲み物

◆絵本と仲良し◆

図書センターからの移動図書館です。おすすめの絵本や紙芝居に触れる事ができますよ。

- とき 5月8日(火) 午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

◆親子触れ合いバスツアー◆

今年は、復興支援という事で、亘理にいちご狩りに行く予定です。みんなでバスにのり、遠足気分を味わいましょう。

- とき 5月17日(木)9時から12時
- 目的地 亘理町いちご農園
- 人数 15組程度

5月1日より予約を受け付けます。
定員になり次第締め切ります。

*参加費は当日集金します。

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

(子育て支援センター自由開放日)

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる室内広場です。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

5月1日(火)・2日(水)・7日(月)・8日(火)・14日(月)・15日(火)・16日(水)・17日(木)・18日(金)・21日(月)・22日(火)・23日(水)・24日(木)・25日(金)・28日(月)・29日(火/午後のみ)

6月1日(金)・4日(月)・5日(火)・6日(水)・7日(木)・8日(金)

午前9時から午後4時まで

尚、施設の耐震診断が緊急に入ります場合があります。その際は、利用できませんのでご了承ください。

◆まつぼっくり day に参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、まつぼっくり広場を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 5月8日(火)、22日(火)
午前10時～11時
- ところ まつぼっくり広場
- 人数 1日5組(要予約)

◆カラーセラピー◆

阿部先生によるカラーセラピー。色を通して「今の自分」を見つめ直してみませんか。新しい発見があるかもしれませんよ。

- とき 5月25日(金)10時から12時
- ところ 子育て支援センター
- 人数 一日4組 予約が必要です。

子育て支援センターでは皆様の子育てを応援しています。子育ての悩みや育児などについての相談に随時応じています。ママ同士の交流や情報交換の場としてもご利用ください。

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 357-7455

国民健康保険限度額認定証 が変わりました。

ご家族の方で入院中の方、入院を予定している方は町民課国保年金係窓口で申請をしてください。限度額適用認定証を提示すると70歳未満の方の入院時の病院窓口負担が自己負担限度額までになります。

■高額医療費の自己負担限度額をご存知ですか？

1ヶ月の医療費が「自己負担限度額」を超えた場合、この自己負担限度額までの支払ですみます。「自己負担限度額」は世帯主、被保険者の所得によって定められています。

■限度額認定証とは

今までは70歳未満の被保険者が、入院時において病院窓口で1ヶ月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分は、役場窓口での申請により高額療養費として払い戻されていました。が、限度額適用認定証を提示することにより自己負担限度額までの負担ですむことになりました。同様に平成24年4月より外来診療についても同一医療機関で同一月の窓口負担が自己負担限度額までにとどめる取り扱いが導入されました。該当する方は国民健康保険証と印鑑をご持参の上、町民課国保年金係窓口で申請してください。

■70歳未満の国保の方の自己負担限度額(月額)

	自己負担限度額(月額)	4回目以降
上位所得者	150,000円＋ (医療費－500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

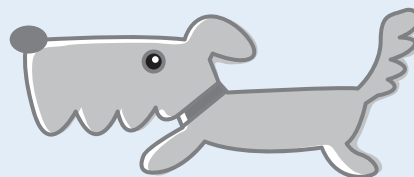


※月を遡っての申請はできません。
*お問い合わせは町民課 国保年金係まで
☎357-7446

七ヶ浜町親子すまいるフェスタ2012

お子さんと共に、家族みんなが楽しめる内容で開催します。ぜひご参加ください。

- と き 7月1日(日) 午前10時～午後3時
- ところ 七ヶ浜国際村
- 内 容
 - ・キャラクターショー
「それいけ!アンパンマンショー」
 - ・ミニライブ
 - ・子育て支援コーナー
 - ・軽食出店コーナーなど



キャラクターショーは全席指定、入場無料ですが整理券が必要です。整理券は、5月27日(日)午前9時から、子育て支援センターにて配布します(電話予約は行いません)。

●整理券配布受付時間

月曜日～金曜日

午前9時～午後5時

(5月27日のみ午前11時まで)

詳しくは、公共機関等にチラシを配置しますのでご覧ください。



お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎357-7455

町民バス「ぐるりんこ」のお知らせ

■5月中旬より下水道工事のため、東宮浜鶴ヶ湊地内が一部通行止めになります。

5月中旬より下水道工事のため、東宮浜鶴ヶ湊地内が一部通行止めになります。これに伴い、町民バス「ぐるりんこ」の路線が一時的に変更となります。なお、近隣住民の皆さまには後日詳細についてお知らせします。



フリー乗降（停留所間での乗降）について

皆様ご存知のとおり、町内区間において、午前8時30分～午後4時までの間はフリー乗降が可能となっております。ただし、午前8時30分より早い時間帯及び午後4時以降は、交通量が多く、危険も伴いますのでフリー乗降は出来ませんのでご注意ください。

*お問い合わせは、政策課まで

☎ 7439

不法投棄が多発しています！

最近、テレビ等が投棄されています。不法投棄は法律で禁止されています。

す。違反した場合は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が課せられますので、絶対にしないようにしましょう。また、不法投棄を発見した場合は、警察又は町環境生活課までご連絡下さい。

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎ 7454

文化財関係の確認を願います

町内で建物の新築や建替えなどを計画されている方は、予定地が埋蔵文化財（遺跡や貝塚など）、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要となります。

予定地が指定地内の場合は、文化財関係の書類提出や事前調査などが必要になりますので、早めに歴史資料館へご確認ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで

☎ 5567

郵便物の転送サービスについて

お引越し等により住所が変更となる場合は、転居届を提出していただきますと1年間、郵便物を旧住所から新住所に転送いたします。

また、一度、転居届を提出された方で転送期間の延長を希望される方は、改めて転居届を提出していただくこととなりますので、お近くの郵便事業株式会社各支店又は郵便局の窓口にて手続きをお願いいたします。

*お問い合わせは、郵便事業株式会社塩釜支店

☎ 3164

月イチ歴史講座 縄文アークセサリー教室 初級編

今年度1回目の歴史講座は、大昔のアークセサリーである勾玉を滑石（かつせき）という加工しやすい石を使って作ります。今回は初めて勾玉を作る方や小さなお子様向けの初級編です。

●とき 5月19日（土）

午前10時～正午

●ところ 歴史資料館研修室

●募集人数 15名（先着順）

●材料費 小学4年生以下は保護者同伴 200円（当日支払い）

●持参するものなど タオル1枚、汚れてもいい服装

●申込受付期間 5月3日（木・祝）

～13日（日） 午前9時～午後4時

月曜休館

●申込方法 直接、歴史資料館にご来館いただくか、電話にてお申し込みください。



*お問い合わせは、歴史資料館まで

☎ 5567

平成24年度「歯と健康の集い」開催

●とき 6月3日（日）

午前10時～12時30分

●ところ ふれあいエスパ塩竈（エスパホール）

●演題 「くちのちから」～口の働きと口の機能の守り方について～

●講師 日本歯科大学生命歯学部

教授 口腔介護・リハビリセンター

長 菊谷 武 先生

●参加費 無料

口（口腔）は呼吸器の始まり、消化管の始まりです。しかし口は生きるための器官にとどまらず、人として生きるための、食事を味わう、会話を楽しむなど、様々な機能を備えたしあわせの器官です。しあわせを守るために、命を守るために、人が人として生きるために。今回は、「くちのちから」と題し、菊谷先生にご講演いただきます。

また後援会の他に、介護用品や口腔ケア用品等の展示、サンプル提供も行う予定です。介護に携わる方はもちろん、様々な方にとって口の機能を見つめなおす機会になればと思います。ご参加お待ちしております。

*問い合わせは（社）塩釜歯科医師会まで

月・火・水・金 ☎ 1870

午前9時～午後1時



法テラス東松島の無料 法律相談などの御案内

日本司法支援センター（愛称「法テラス」）は、国が設立した公的な法人で、法的トラブルの解決に役立つ情報やサービスを提供する法律の総合案内所です。

法テラスでは、被災者支援の一環として、2月5日から東松島市出張所を開設しています。

この出張所では、法的トラブル（家族、相続、住まい、二重ローン、労働等の問題など）について、弁護士による法律相談のほか、司法書士、税理士など次の各分野の専門家による相談も受けられます。

● 予約受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日は除く）

● 相談日及び相談時間

平日 弁護士による無料法律相談
月曜日 司法書士、税理士、建築士による無料相談

木曜日 土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士による無料相談

● 場所 東松島市矢本字大留1-11
（市コミュニティセンター西側）

* 問い合わせ先は

☎050-3383-0009



東北歴史博物館 5月催事情報

春の体験イベント

「わくわく春の体験見本市」

● 日時 5月12日（土）

午前9時30分～午後4時

● 内容「国際博物館の日」にちなみ、歴史を体験できる様々なミニユースを準備して、皆さんをお待ちしております。

当日は常設展示を無料でご覧いただけます。

（※プログラムにより定員・実費負担のものがあります。）

* 問い合わせは東北歴史博物館 情報サービス班まで
☎0106



東日本大震災に関する税制上の追加措置により、被災した会社の本店等の移転の登記等に係る登録免許税が免除となります

東日本大震災による被災者である会社・法人又は個人の事務所等の縦紋所が大震災により滅失した場合（大規模半壊含む）又は警戒区域設定指示等が行われた日において対象区域

アクアゆめクラブ チャレンジデー 北海道富良野市と対戦

5月30日（水）
開催!!



チャレンジデー 「しちがはまウォーキング」に参加しよう!!

ウォーキングは、いつでも・どこでも・誰でもできます。生活習慣病やメタボリック対策にも効果があります。このチャレンジデーをきっかけにたくさんの方に「ウォーキング」に取り組んでもらおうと「七ヶ浜町ウォーキングカウントマップ」を作成しました。



＜ウォーキングの距離の目安＞

15分間：1km
全部で90マスありますので全て塗り終わると約90kmになります。
「七ヶ浜町ウォーキングカウントマップ」はアクアゆめクラブ事務局に設置しております。また、5月に全戸配布するチャレンジデーチラシにも織り込んでいますのでご利用下さい。

七ヶ浜町ウォーキングカウントマップ



この地図は、歩いた時間を塗っていただくマップです。地図外周のマスは、15分間のウォーキングで1マス塗りつぶします。ウォーキングする場所はどこでも構いません。気軽に家のまわりや町内を歩いて、距離の目安にしてください。

お問い合わせは、アクアゆめクラブまで ☎357-7920



健康カレンダー



とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
5/9	3歳児健康診査	母子健康センター	12:15～12:30	H20.11.1～11.30 出生児
10	1歳6か月児健康診査	〃	12:15～12:30	H22.10.1～10.31 出生児
14～26	各種健康診査	町武道館	9:30～11:00	
30	2歳6か月児健康相談	母子健康センター	10:00～11:00	H21.11.1～12.31 出生児 母子健康手帳をお持ち下さい。
31	3～4か月児健康診査	母子健康センター	12:15～12:30	H24.1.20～H24.2.29 出生児
	BCG接種		12:45～13:00	
6/12	1歳児健康相談	母子健康センター	9:45～10:00	H23.5.1～6.30 出生児 母子健康手帳をお持ち下さい。

飼えなくなった犬や猫の引取り

- とき 5月17日(木)、31日(木)
午前10時～正午
- ところ 塩釜保健所
- 引取手数料
生後90日以内の犬・猫…1頭 400円
生後90日以上犬・猫…1頭 2,000円

※お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎ 363-5505

内に所在していた場合には、その法人等が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に、本店移転や役員の住所変更等の登記を受けるときは、一定の要件の下、登録免許税が免除されます。

また、平成23年3月11日から同年12月14日までに上記要件で登記を受けた法人につきましては、すでに納付した登録免許税が管轄登記所で手続きすることにより、還付されます。なお、本措置の適用を受けるには、市町村長の発行の「り災証明書」が必要となります。

詳しくは、管轄の法務局又は下記へお問い合わせください。

*仙台法務局法人登記部門

☎ 5748



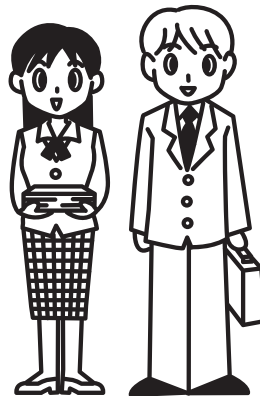
募集

男女共同参画推進委員募集

しちがはま男女共同参画プランの点検・評価と意識啓発に向けて、男女共同参画推進委員を次のとおり募集します。

- 募集人数 若干名
- 委員の任期 平成26年3月31日まで
- その他 町内在住で男女共同参画に関心のある20歳以上の方
- 申込期限 平成24年6月17日まで

*問い合わせは生涯学習課・中央公民館
いきいき学習係まで ☎ 3302



休日の救急歯科 受付／午前9時～午後3時

5/3 うじいえ歯科医院	七ヶ浜町湊浜字入生田 90-4	☎ 357-1727
4 すがや台歯科医院	利府町菅谷台 3-7-1	☎ 767-6480
5 熊谷歯科口腔外科クリニック	塩釜市佐浦町 13-22	☎ 366-4712
6 みや歯科クリニック	塩釜市海岸通 10-1	☎ 361-5810
13 かわぐち歯科医院	七ヶ浜町汐見台 6-2-11	☎ 357-6099
20 吉田歯科医院	利府町中央 3-2-2	☎ 356-2548
27 ササキ歯科クリニック	塩釜市錦町 7-6	☎ 365-7721
6/3 桑折歯科医院	塩釜市旭町 3-13	☎ 365-2922

4月1日現在の人口(前月比)

世帯数	6,455 (-2)	転入	65
男	9,980 (-53)	転出	136
女	10,153 (-15)	出生	15
計	20,133 (-68)	死亡	12

町の面積 13.27 km²

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス



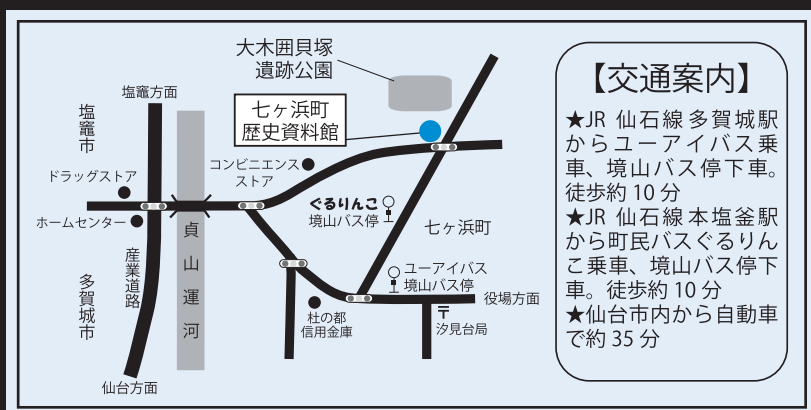
歴史資料館では初夏の縄文いけばな展を開催します。当館が収蔵する縄文土器や民俗資料を花器として初夏の草花をいけるもので、いけばな小原流の作品を展示いたします。皆様のご来館をお待ちしております。

5月25日(金)～27日(日)

開催時間：午前9時～午後4時

開催場所：歴史資料館展示室

入館無料



【交通案内】

- ★JR 仙石線 多賀城駅からユーアイバス乗車、境山バス停下車。徒歩約10分
- ★JR 仙石線 本塩釜駅から町民バスぐるりんこ乗車、境山バス停下車。徒歩約10分
- ★仙台市内から自動車で約35分

第15回 縄文いけばな展

問い合わせは、歴史資料館 365-5567 月曜休館

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

■日時 9時～17時(土日休日を除く)

■場所 役場二階 震災復興推進室内(事前予約は不要です)

■電話による相談も受付しています(電話:022-357-7439 震災復興推進室)



環境に優しい大豆油インキを使用しています